第７０回原子力委員会
資料第1－4　号

「原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）」

（平成１０年１０月８日　原子力損害賠償制度専門部会）

に寄せられたご意見

平成１０年１０月１５日から１１月１３日まで
郵送、ＦＡＸ、電子メールで募集したもので、
４０名から４１件のご意見をいただきました。

平成１０年１２月

Ｎｏ．１
（氏名）　金澤　洋逸　　６５歳　男性

（概要）
本原子力損害賠償制度については、国内外の諸情勢の変化に対応するという観点から、法改正の必要性を含む所要の検討を重ね結果を得たとされている。その内容の意見。

（意見）
我が国における原子力損害賠償制度については、国際動向を含む諸情勢の変化に鑑み、法改正の必要性は当然のことである。
今回の検討結果に至った点について、「原賠法」は、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を目的とし、原子炉の運転等の際に原子力損害を与えた原子力事業者の無過失・無限の賠償責任及びいわゆる責任の集中を規定しているが、さらに、原子力事業者に対し損害賠償措置を講じることを義務づけている。まさに、時代に即応したもので評価に値いする。
原子力開発利用をめぐる状況は大きく変化してきており、また民間責任保険の引受能力も更に拡大されている昨今、今後とも原子力に関する国民の理解と協力を得て原子力開発利用を円滑に推進していくためには、賠償措置額を利用可能な最大限に引き上げておく必要があるとされているが、当然取るべき措置と考える。
賠償措置額の改定、特例額の引き上げについて合理性を有しており結構なことである。
また、１．賠償措置額の引き上げの（２）の①原子炉の解体②使用済燃料の発電所外の貯蔵③核燃料物質以外の放射性同位元素による損害④核融合その他。
その他ここに計上しない各項目等についても微に入り細に入り良く検討されて結論に至ったとされている。
このご労苦に対し、心から感謝申し上げる次第です。

Ｎｏ．２
（氏名）　川島　国敏　　２７歳　男性

（概要）
原賠法について考える。

（意見）
除斥期間と賠償措置額の改定、結構なことと思う。国際的な数字に会わせるというのも理解できるが、除斥期間が３０年になるから海外の保険が引き受けるというのではない。当初、次期通常国会へ提出する必要性があるとしていたのがトーンダウンしたように、政府にとっては緊急のものではないようだ。だからこそ妥当なものがまとまるのだと思いたい。
まず、国の関与の大きさを示すことで地元住民、ならびに国民の安心感を得るのならば、さらに踏み込んで、処理技術やノウハウ、実績を金融商品として販売し、投資信託の中に組み込んではどうかと思う。ヘッジをかける相手は日本国なり事業者とする。しかしながら無限責任であっても支払われないケースが念頭にあると思う。賠償額の支払いによる短期的資金不足を補うのに「原子力損害による被害者保護」といった名目で特例債が発行できれば望ましい。
最後に、身体の晩発性、放射能被ばくによる関連性を認定するのは医師によってなされると思う。認定する側に過度の負担が掛からぬよう検討すべきだろう。逆に、手続さえ正当であれば支払われてしまうといったケースへのチェックも必要ではなかろうか。

Ｎｏ．３
（氏名）　伊藤　照子　　３８歳　女性

（概要）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）

（意見）
まず、このような部会がある事を知りませんでした。しかし、原子力の稼働率を踏まえればあって当然でした。賠償措置額ですがかつて今までそれにお世話になった事はあるのでしょうか。又、改正の度に引き上げられるのは物価のスライドによるものか、安全性（←→危険性）の変動によるものかどちらなのでしょうか。措置額が引き上げられる程やはり危険なリスクを伴っていると思わざるを得ません。それだけ危険なものに頼っているところが情けないと思います。原子炉の解体についてもいくつもの問題点をかかえて、運転中に放射化した設備というのも不安材料の一つでもあります。相当額のお金を必要とする事を考え合わせても恐ろしい気がします。又、使用済燃料の貯蔵についても長期的に増大されるのもゆゆしき事です。常に危険と隣合わせという生活です。ＲＩとはラジオアイソトープでよろしいですか？？
予防措置費用については、万が一には必ずこれをフル活用していただきたい。一般民だとみくびらないで下さい。ＶＩＰを特別待遇するでしょうけれど。天災地変についても世紀末だなんだとマスコミはじめいろんな所で騒がれている昨今、影響も想像の域を超えるものもあろうかと思います。ま、もっともそんな時は、「地球」そのものが「死」を迎える時だと思いますが。しかし、これはどうしようもない事がらであり、予想のつきかねるものもあると思いますので何とも言えません。諸条約への対応は我が国は遅れているような気がします。締約国と我が国の地理的な事から条約を結んでいないそうですがこれは困るのではないでしょうか。事故にはいろいろなパターンがありますし、いずれにしても国民の知らない事が多すぎます。（裏がありそうですが――）アジア地域において原子力利用が進む事が予想されお互いの国、それぞれ最大限の安全に気を払っていかねばなりません。

Ｎｏ．４
（氏名）　末次　邦雄　　６１歳　男性

（概要）
（原賠法）改正に当り、現況との整合はいうまでもなく、１０年先を見込で検討していただきたい。

（意見）
1．賠償措置額の引き上げについては現行の２倍に当る６００億円に引上げることは国際動向及び諸情勢の変化に鑑み妥当と考えます。
2．賠償法第２０条の適用期限の延長は１０年案を支持します。
3．原子力損害について
　環境損害については現行通りとします。
　予防措置費用の考え方について、原発先進国（米仏）等の状況が判りませんので賛否の表示は保留します。しかし災害対策基本法での自治体の負担分についてはより明確化を計るべきと考えます。
4．免責事由について
　原子力事業者は原子力損害に対し無過失賠償責任を負って居り、異常に巨大な天災地変の場合にまで事業者にその責を負わせることは酷であると思います。
　従って現行通りで可。
5．除斥期間について
　被害者保護の観点から放射線被ばくによる晩発性の身体障害を勘案したもので３０年の除斥期間を検討されているが、加齢と共に他の疾病も増加し放射線被ばくとの因果関係についてきわめて難解となるので１０～２０年で終止するのが望しいと考えます。
6．原子力損害賠償制度の中長期的検討課題
　原子力損害の概念については、相当因果関係のある限り基本的に全て賠償の対象となるとの位置付けに止めること
　諸条約への対応について
　アジア近隣諸国が原発の開発・利用を進めている状況より見て早急にアジア圏での原子力損害賠償条約を検討し、我国がリーダーシップを大いに発揮し締結を希望します。これが世界平和への貢献です。

以上

Ｎｏ．５
（氏名）　稲沢　定　　２２歳　男性

（概要）
今回の報告書にある免責事由の定義が、少しあいまいすぎるように思われる。事態の深刻さや実際の運用を考えれば、もっと明確にする必要がある。

（意見）
今回の報告書では原子力被害についての賠償制度について取り上げられていた。原子力による被害は大きなものであり、このような被害をもたらさないことが最善の策である。しかし今回の報告書ではその万が一の事態に備えて、様々な面での賠償制度の強化が図られているこをとを知り、被害者救済をより重視する方向に向かっていることを理解することができた。
その中で私が特に気になったのは、免責事由の取り扱いについてである。事業者が免責されるのは異常に巨大な天変地異の場合のみであり、このような場合は国が必要な措置を講じるとしている。しかしこの中に登場する異常に巨大な天変地異や、必要な措置といった用語の定義が少しあいまいなように思えた。それはこのような事態の想定が考えられにくいということもあるだろうが、起こらないという保障はどこにもない。厳密なものではなく、一定レベルの指針を示すことがこのような規程を運用する上で重要な要素であると考える。それは免責事由を適用するかどうかという深刻な局面のことを考えれば、尚更のことではないだろうか。

Ｎｏ．６
（氏名）　渡辺　一雄　　３７歳　男性

（概要）
原子力を運営するうえでの保障制度の向上と、各諸国に対する制度の額の増額によって健全な原子力の運転が行なえるように制度を見直して内容をさらに充実するものとしよう。

（意見）
損害賠償制度は、原子力施設の保険であるものと考えられます。
制度的には、保障といった意味からは、原子力施設の永久的な維持といった面から必要性はあるものと思います。しかし、賠償措置額は、昭和３６年の５０億円から、５６年の改正時の１００億円は理解できますが、平成元年の改正時には３００億円に引き上げられて現在に至っているようです。この年月と金額で比較いたしますと、近年において膨大な施設の建設が、なされているものであると解釈します。
また、今年においての３００億円の保障ぐらいでは、現在の原子炉の建設費を考えますと、あるいは焼け石に水といった具合の金額ではないのでしょうか。これにより、そろそろ金額の増額といったことも見当する必要性もあることと思います。
賠償措置額で気づいた点では、電力の発電を８割以上を原子力にたよっている仏の賠償措置額が１５０億円となっております。これは、ドイツの４１０億円、英国の３２０億円に比べますと、ヨーロッパにおける先進国のうちでは、かなり低い金額になっていると思われます。
こういった金額の設定は、各国の考え方があるものとは思いますが、基準は原子力施設との比重によるものとするべきではないでしょうか。
さらに賠償措置額を何倍かに引き上げる案は賛成です。これにより原子力による事故等の対処の問題といった、不安な面が解消するものと思われます。
これは、世界各国における賠償措置額を見直す必要性はあるものと考えられます。
それに、賠償措置額の制度が不十分な諸国に対しては、全力で増額をするように支持をしていくべきではないでしょうか。原子力施設の有する国は、国際レベルによる同等の賠償措置額でならないと思われます。

Ｎｏ．７
（氏名）　中本　義信　　６６歳　男性

（概要）
原子力損害賠償制度の今後の検討課題について

（意見）
原子力委員会が１０年毎に、検討を行って改正している。先づ、賠償措置額については、昭和３６年の原賠法制定時に、５０億とされてから、現在では３００億に引上げている。１０年毎に引上げた基準や理由は、どんな事情があったのかはっきり分からない。
為替換算率によれば、開きがあって、ばらつきがありアンバランスである。諸外国の中でフランスが少ない。原子力国家としてよく目立っていて、３００億以下であるのは納得がいかないところです。
原子炉解体について現行は１０億円ですが、廃棄物の埋設やウラン燃料輸送等のリスクを考えると、もっと必要となってくる。解体後には思わぬ出費もあるので、処理費用など賠償措置額を算定して、検討すべきです。
使用済燃料の発電所外の貯蔵と管理されているが、長期的に増大することは確かなことです。高レベル廃棄物ガラス固化体の管理及び輸送等についても、現行は６０億と決めていますが、これが上限としても少ない。実際の損害額を確認すれば、もっと必要となってくる。
原子力損害として、環境損害も考えなければならない。大気、海洋、河川などの汚染を環境損害と呼ぶ場合もある。特殊性であるとしても、原子力損害に該当するものは、検討して損害分はきっちり算定して決めるべきではないでしょうか。予備措置費として原子力事故が、発生して周辺住民が、原子力事故に際して支出した交際費等のあらゆる費用は、十分に補償すべきである。
今後の検討課題について事故発生国の実例を挙げて細部に亘って、細かく賠償措置額を、諸外国と会合を重ねて決定すべきです。日本は世界の原子力先進国と、誇示しており、注目を浴びている。原子炉を運転すれば、予測のつかない事故も起きる。機械を動かす人間もしっかりしなければならない。原子力賠償もしっかりしたものを残して欲しいものです。

Ｎｏ．８
（氏名）　関間　玲子　　３５歳　女性

（概要）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）を読んで

（意見）
報告書（案）を読んで、まず、感じた事は、本文、「はじめに」から、難しい言葉、文章が数多く出て来て、理解に大変、苦しみました。
本文、２ページめの（１）「法定措置額の引き上げ」の欄、上から五行目にあります、「遡及賦課方式」とは、どんな方式なのでしょうか？具体的に、内容を教えて頂けると、大変、嬉しいのですが、お願いします。
次に、賠償措置額が、平成元年改正時に３００億円に引き上げられた。と、ありますが、３００億円では、米国の１兆１４８０億円、スイスの６９０億円、オランダの５４０億円、ドイツの４１０億円、英国の３２０億円と比較しても分かります様に、大変、少なすぎると思います。賠償措置額の改定にあたっては、６００億円に引き上げる事が、適当である。とも、本文に書いてありますが、それ以上の金額でも良いのでは、と私は、思います。が、いかかでしょうか？検討をお願い致します。

Ｎｏ．９
（氏名）　関間　玲子　　３５歳　女性

（概要）
「除斥期間」について

（意見）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）７ページ「除斥期間」のところで、ウィーン条約改正議定書において、人身損害について３０年という長期の除斥期間が、設定されて英国、ドイツ、スイス等が、３０年を採用している。と書いてありますが、日本は、何年除斥期間が、とれているのでしょうか？
本文８ページ「我が国における除斥期間の検討」内で３０年の除斥期間を規定する方向で検討することが適当である。とありますが、長寿国世界一の日本で除斥期間３０年というのは、短かすぎないでしょうか？
人生８０年のこの時代、３０年という除斥期間では、とても心細いです。もっと長期間、一生涯とか除斥期間を頂けないのでしょうか？検討お願い致します。

以上

Ｎｏ．１０
（氏名）　冨士田　茂　　６６歳　男性

（概要）
原賠法等における予防措置費用の位置づけについて……その地域防災計画に則り、地方公共団体の長による指示が出される。及び調達等の費用は市町村が負担……に疑問あり。

（意見）
原子力施設は全国で十数カ所もある。ここで異常事態が発生した場合の＜異常事態＞とはどのようにして判定するのか？公平な立場とは、一体どこまでを許容範囲とするのか。
（１）避難勧告を出さない場合
◎上記の判断で原子力事業者及び地域住民が被害をこうむったときは、国が損害賠償措置を講じなければならないが、想定以上の損害があったとき、数百億円では不足する場合も発生する。そのときは、どこの誰が賠償措置をするのか、定かではない。
（２）避難勧告を出さなくてもよいと国側が判断したとき、市町村が一方的に勧告してしまった場合
◎結果として被害額が、市町村では対応できない場合もある。国側が再度関与できるのか、判断の分れ目となる。
（３）お互いに出費したくないのが本音。
◎その有無はケース・バイ・ケースとあるが、これは建前であり、本心は出費の押しつけである。＜有＞と、＜無＞の判断がつきかねるときが、過大評価、過少評価に分かれて、結局は最終責任の行方は不明のままに終るケースが多い。
（４）各市町村と国側の査定が別れた場合
◎大概、国側が勝つ。しかし、各市町村も無いものは無いので手のほどこしようがない。責任論だけが宙に浮き、着地を見出せないまま、刻が立っていく。つまりは、一般庶民の自力で回復するしか方法がなくなってしまう。……以上を勘案しながら、明確な線引きを早急にしなければならない。肝心な出費関連の逃げには思わぬ地域住民の悪感性が働いてしまうことを肝に銘じて再検討を開始していただきたい。＜俺が村は大丈夫＞という団体こそ、一端、損害の行方に直面すると、数倍の結集力と利益保護のため訴訟に及ぶ場合が想定される。逃げ腰にならずに最後まで和解の道を探り出す必要があろう。

Ｎｏ．１１
（氏名）　吉田　光宏　　４６歳　男性

（概要）
原子力の損害賠償措置の具体的課題の中の「原子力の解体」については、原子力事故発生の潜在的リスクが大きいと考えられ、賠償措置額を案より更に大きくすべきである。

（意見）
原子力損害賠償制度に関する本報告書に記載されている種々の項目の中で、賠償措置額の引き上げについて、以下の点で再考を促したいと考える。
損害賠償措置の具体的課題の中で、「原子力の解体」については、形式的法解釈からは、法定措置額の損害賠償措置を講じなければならないと記述されているものの過大な賠償措置額となるため、賠償措置額の特例額として取り扱い、廃棄物の埋設やウラン燃料輸送等と同額が適当と結論づけている。
しかし、廃棄物の埋設やウラン燃料輸送等は作業が単純でマニュアル化されており、放射性同位元素（ＲＩ）が国民に接触する可能性が大きくなるとの前提のもとで完璧に近い状態で完全にしゃへいされているため、原子力事故の発生の確率は低いと考えられる。
一方、原子力の解体という作業はマニュアル化されているとはいえ複雑であり、意図せずにＲＩに被ばくするケースも考えられ、原子力事故の発生の確率も高くなると考えられる。
つまり、密閉管理中と解体中のリスクは同じではなく、原子力の解体の際の賠償額を低く見積もるのは不適当である。
換言すれば、賠償措置額が過大になるという理由で、原子力の解体を廃棄物の埋設やウラン燃料輸送等と同額にするのではなく、解体中のリスクをよく見極めて、場合によっては過大にリスクを評価してもよく、本案のような低額の賠償額ではなく、その額を更に大きく引き上げるべきであると考える。

以上

Ｎｏ．１２
（氏名）　河端　皎　　６９歳　男性

（概要）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）の6．原子力損害賠償制度の中長期的検討課題中の（２）原子力損害賠償に関する諸条約への対応で、「アジア原子力安全会議」の早期取組の要望。

（意見）
今回、報告書（案）として答申された「原子力損害賠償制度専門部会」の内容は、どの項目を取ってみても、日本のトップの構成員が何回も会合を重ねて検討した結果の結論であり、私達の納得できるすばらしい内容の案であると深く敬意を表するものである。
只一つ、最後の項目の6．原子力損害賠償制度の中長期的検討課題の（２）で取りあげられている原子力損害賠償に関する諸条約への対応で、「アジア原子力安全会議」等への取り組みの姿勢が、積極的に取り組むべきである、と結論づけてはいるが、何だか線が弱いような感じがしてならない。
私は、「アジア原子力安全会議」等の地域的な枠組を含めたあらゆる機会を活用して、わが国周辺諸国に対し国際的水準に見合った原子力損害賠償制度の充実を促す等、わが国周辺地域における原子力損害賠償制度の整備に向けて積極的に取り組むことは、案にある通り大賛成であるが、それなら中長期的検討課題としないで、なぜ早期検討課題に入れないのかと考える。
各国のお国の事情、内部事情、原子力に対する教育等色々な問題が考えられると思うが、日本がリーダーシップを発揮して、早急に手をつけて行く問題ではないのだろうか。理由は、報告書（案）（２）原子力損害賠償に関する諸条約への対応の中に述べられているので割愛するが、今や世界は一つ、原子力の問題も、世界、アジア連帯の中で考える問題である。

Ｎｏ．１３
（氏名）　丹羽　武　　６２歳　男性

（概要）
我が国はエネルギー資源ないもので、国民が全く安心する保証すべきで、原子力事業者が１体となって保証し限度以上は国家補償とする様に

（意見）
報告書に記してある様に原子力発電に共なう全ての事、使用、又使用済燃料、原子炉の解体、核融合実験等におけるすべての事故保証は原子力事業者が１体となって体力の限り連帯保証とする。よって事故防止にも連帯としてあたり各々が、たがいに事故発生する様な々所を注意しあう様にする。保証と事故発生する原因を同じ考えとする。
保証額の設定ができない事も有り得ると考えられ避難に対する費用も全額保証すべきである。
話しは別かも知れないが、現在の政府が長銀に対するデリバティブ取引も国際的であると、自分等の経営方策を過ったもので身体障害が発生するものでない。よって原子力による発電等に対しては、上記以上の保証を求め、あってはならないが制度の整備すべきである。
保証は将来の原発の発展の為に重要な事であり、又事業者はこれ以上に安全第一の経営方針を取る様にし安定電力供給を計る様にすべきである。

以上

Ｎｏ．１４
（氏名）　金丸　多美子　　５２歳　女性

（概要）
損害賠償制度をみなおす必要性あり

（意見）
原子力の発展かつ運営に必要なことがらが、１つ１つにわかりやすくあがっているのでよくわかります。
現在は何かにつけて賠償問題が表に出てきます。原子力関係では自己責任よりも法定措置額として国での水準があると思います。主要国とくらべると低いということは、国が原子力の事業に対して重く取り扱っていないのではと思います。やはり最大限に引き上げることが必要です。原賠法も２０００年に向けて見直しと改定としていくことが大切です。原子炉の絡大利用により豊富な資源を生まれさせことが国の豊かさが生まれてくるのでは。
一つ一つの問題を皆で解決していくと思います。
原子力の損害賠償に国のみでなく民間責任保険をもっと利用すれば一つの方法と思います。

Ｎｏ．１５
（氏名）　高橋　道夫　　５９歳　男性

（概要）
「原子力損害賠償制度専門部会（案）」にたいする意見

（意見）
原子力に関する損害賠償について、現時点の国際的一般通念にてらして見直し検討されたことにたいして敬意を表するものです。原子力災害がどの規模で発生するのか予測し難いだけに、その損害賠償を見積もることは至難と思われます。今後さらに国際的動きをウオッチングしながら、見直し検討をお願いしたいと思います。
賠償措置特例額中に「核融合その他」も包含されていることは歓迎です。過日新聞の「声」欄で、日本の核融合研究開発を是非推進して欲しいとの投書がありました。米国の核融合開発断念の動きにたいして、資源を持たない日本はプルトニウム利用技術さらに核融合技術は実現させて欲しいものです。私の関係学会では、核融合技術の実用化は、２０５０年と予測しています。私は存命していませんが、海水中の重水素を原料とするエネルギー技術は技術立国日本にうってつけのテーマであります。

Ｎｏ．１６
（氏名）　飯尾　日出夫　　６８歳　男性

（概要）
賠償措置額は時代の進行と国際水準に照らして、増額する必要がある。環境損害については、損害のエリアや期間の特定が困難な面もあるのでケーススタディーを積み重ねたい。

（意見）
１．賠償措置額の引き上げについて
平成元年改正時の３００億円では、諸外国の賠償額と比較しても少な過ぎると思う。近年、国民の権利意識は強く、他の損害措置額から考えても増額の方向で改訂する必要がある。
特に施設周辺の不特定多数を被害者をまき込んだ事故などを想定すると、民間責任保険の引受能力一ぱいの契約は結んでおく必要があるだろう。

２．環境損害については、国際的にみても明確な定義がなされておらず、被害の概念も明らかでない点もある。しかし、国民の最も疑問視し、関心の高いところであるから明確な基準や規定を作っておく必要があろう。
環境損害の回復措置費用は、エリアの特定が困難であるし、期間の限定がきわめて困難である。具体的事実の発生の事例研究を積み上げて対応を検討しておかなければならない。

３．免責事由について
原子力発電所などについては、建設時から反原発の住民運動やためにする職業的、思想的活動家などがいて、天災地変などでの事故の発生については、主張しつづけている。十分に配慮を要するところである。
しかし、歴史上類例を見ない、大地震・大噴火・大風水害などが発生した場合などは、免責事由として法制的に明確に示しておくことが極めて大切である。
ただ、この際人為的なミスや設置・建設上の誤りが併せ存在した場合には、弁解の余地がない。万全を尽くした上での事故であれば、免責事由も他の場合と同様認められるであろう。

Ｎｏ．１７
（氏名）　迫頭　勝　　７９歳　男性

（概要）
原子力損害賠償制度

（意見）
これを書く前、１０月３１日午前9時前、ＮＨＫニュースで、東電が福島の第一原子力発電所三号機でプルサーマル計画をすることを、福島県が許可したとの吉報が報ぜられた。
（核燃料物質を用いないで核融合実験装置の運転が出来るとは初耳であった。）
原子力発電中の事故が起こった場合、あらゆる場合を想定して対策を講ぜられ、考えておられ、感心した。現在、我が国の賠償措置額の最高措置額は３億ＳＤＲ（ＩＭＦの特別引き出し権）約５６０億円までは、具体的に確保出来る。今回の法改正にあたっては、国際的な点から６００億円に引き上げることが適当とのこと。
原子力施設に発電中、事故が起れば、周辺の人々や物に多大の損害を与えるから、念には念を入れて行為、行動すべきである。現在までのところ、我が国、日本では、損害賠償するような大きな事故は起っていないことは、幸いなことである。今後共、よろしく願みます。

Ｎｏ．１８
（氏名）　神戸　妙子　　５５歳　女性

（概要）
被災者に対する処置が余りにも時間がかかりすぎる。早急の処置を願います。

（意見）
原子力損害賠償制度法律は昭和３６年制定されて以来諸情勢の変化に対応し１０年ごとに法改正が行われている。専門部会において、国際動向を含む諸情勢の変化により改正の必要性を含み検討し、結論に至ったとのこと。
法定措置額の引き上げ、被災者保護のため基本的資金が重要である。国民の理解、協力なしでは円滑に推進することが出来ない。平成元年で３００億円まで引き上げられているとの事、想像出来ない額であるが検討の結果なのでしょう。今後まだまだ利用可能な最大限に引き上げておく必要があると考えられる、その通りと思います。
無限責任の原則の上範囲を拡大するだけでなく、実質的救済の点から今後慎重に検討すべきである。
国をあげて天災地変には被災者の救助及び被害の拡大の防止に必要な措置を講じ保護にあたるべきである。
私達思うに被災者そしてその家族への対応が余りにも長い時間、年月を要していると思う。精神的、金銭的にも大変です。他人事のように思っているが近親者は大変でしょう。原子力損害と保償は出来る限り早期解決が必要と思われる。判決に勝訴してもその人は故人では対応がおそ過ぎます。物事の解決は念には念を入れるではあるが、解決も早く出来て、みんなが納得出来るよう願わずにはいられない。

Ｎｏ．１９
（氏名）　谷　みのり　　２９歳　女性

（概要）
死亡又は身体障害に係る原子力損害について速やかに３０年の除斥期間規定に導き、他の法制度をそれに対応させるべきである。

（意見）
原子力損害の賠償に関する法律は、原子炉の運転等の際に原子力損害を与えた原子力事業者の無過失・無限の賠償責任及びいわゆる責任の集中を規定し、被害者の保護に手厚い。特に、１０年ごとに原子力委員会において所要の検討が行われ、賠償措置額が現行措置額の２倍にあたる６００億円に引き上げることを適当とする意見は今後、速やかに法定されるのであれば喜ばしい。
しかし、原子力損害の賠償については、賠償請求権の除斥期間規定を特に置いていないため、一般法の民法７２４条の適用がなされる。除斥期間とは、法が一定期間に権利行使を制限したもので、権利発生時を起算点とし中断がない等の点で被害者の賠償請求保護に欠けると思われる。この点、報告書の中でも国際的動向を注視し、被害者保護の観点及び原子力損害の特性としての放射線被ばくによる晩発性の身体障害の存在等も勘案し、我が国においても原賠法に民法の特則規定を設け、死亡又は身体損害に係る原子力損害については３０年の除斥期間を規定する方向が適当としながら、検討にあたっては慎重な対応を要するとの列記がある。
折に触れ、原子力先進国としての我が国のリーダーシップの重要性を強調するのであれば、原子力損害賠償制度における最新見直し結果であるとされるウィーン条約改正議定書に習い除斥期間を規定すべきである。除斥期間の変更が他の法制度に影響を及ぼすものであるならば被害者の救済を速やかに３０年の除斥期間を法定に導き他の法制度を、それに対応させるべきだと考える。日々原子力発電所を背に生活なされている住民の気持ちを考える時、賠償額とともに賠償請求権の権利行使期限についても充実させることが急務である。

以上

Ｎｏ．２０
（氏名）　樋口　武　　６５歳　男性

（概要）
日本は相当因果関係にある被害には無過失・無限の賠償責任制度を設け、賠償額を措置している。しかし被害想定が難しいので、極力賠償額は相応以上に多額に措置すべきである。

（意見）
（１）原子力委員会の所要の検討は、情勢の変動が急激であるので、５年毎に短縮する必要があるのではないか。
（２）法定賠償措置額の２倍の引上げは、民間責任保険の引受能力の限度とのことでありやむを得ないものと考えられるが、国の財政援助額の増大を図られないか。又、賠償は無過失、無限であるので、２倍の額ではこの制度との整合性が疑問ではないか。
（３）施行令により原子炉の運転等の種類に応じて法定賠償措置額よりも低額の賠償措置額が規定されているが、損害の想定が困難なことから、２倍の額に引上げるべきである。
（４）原子炉の解体に伴う賠償措置額の特例額の新設は、廃棄物の埋設やウラン燃料輸送等の２倍の額にすべきである。
（５）使用済燃料の発電所外の貯蔵の量の増大が想定されるので、賠償措置額を２倍の額に引上げるべきである。
（６）核燃料物質以外の放射性同位元素は原子力損害とされていないが、廃棄物が逐年増大傾向にあるので、放射性同位元素の使用に伴う廃棄物の処分について賠償措置額の特例額を早急に新設する必要があるのではないか。
（７）核燃料物質を使用しない核融合実験装置の運転による損害には、原賠法の対象となっていない。しかし将来の研究開発の進展に即応した検討をする必要がある。
（８）除斥期間はウィーン条約改正議定書を踏まえて、被害者保護の観点、放射線被ばくによる晩発性の身体障害の存在等から、死亡又は身体障害については３０年の除斥期間を規定するよう早急に検討する必要がある。
（９）原子力損害の種類の定義については規定していないが、放射線等の作用と相当因果関係のある損害を原子力損害と概括的に規定しているので、種類による損害規定は現時点では検討の必要がない。

Ｎｏ．２１
（氏名）　林　　梓　　６８歳　男性

（概要）
条件付で報告書に賛成である。

（意見）
賠償措置額等の今回の報告書の内容については、概ね賛意を表するところであるが、「原子力損害」が万々一起きた場合――起きないように原子力産業従事者の努力を望むものである――①今までの原子力施設その他における事故のように「事故隠し」、「事故の過少報告」などのないように、正直に情報を公開すること②公害訴訟等に見られるように、損害賠償の「出し渋り」により被災者が長期に苦しむことのないようにすること。③そのためには報告書中各所に見られる「検討を要する」「検討することが望ましい」という項目が、いわゆる官庁用語の「何もしない」ことにならず、早急に進められることを望む。
このようにすることによって、国民に「原子力」に対して「安心感」と「信頼感」を醸成することになる。

Ｎｏ．２２
（氏名）　和田　武雄　　７２歳　男性

（概要）
科学技術庁職員よ、職務に厳正たれ！
（業者を向かず、国民の立場に立って仕事せよ）

（意見）
去る１０月１日、福島第２原発４機から出た使用済核燃料をリサイクルするため、青森県六ヶ所村の再処理工場へ向けて輸送されました。
ところが、その輸送容器が放射線遮へい材の試験データが改ざんされたことが判ったそうです。そのズサンさには呆れかえり、それを支持した科学技術庁職員の非良心的態度には唖然とさせられました。
それも、１０月７日になって容器の製造を請けおった原電工事と発注元でこの容器を使う原燃輸送、科学技術庁が記者会見して「異常な放射線値は検出しておらず、安全上の問題はない」との発表がなされました。しかし、４か所の工場で製造された同じ型の容器４０基が原子炉等規制法に違反がないか立ち入り検査をするということですが、こうした不正が明らかにならないと「調査」をしないのかと驚かされます。
この件の内部告発をした人間は実に立派な職員で、表彰者です。陰しつないじめに遭わないようにと祈ります。
原電工事担当課長が、そのデータを見て、「基準値を下回るのはまずい」と日本油脂にデータの改ざんを要求したそうです。すると原電工事は改ざんデータを使った証明書を作成、その証明書に基づいた使用申請が科学技術庁に受理され、使用されたとのことである。とんだ茶番劇である。
取り締まるべき科学技術庁が、みずから「改ざん」を指示したというから、その無責さ、非誠実さに驚かされました。公務員は業者の為に仕事をするのか、国民の為に仕事をすべきか猛省を促したい。このよう監督庁と業者のゆ着体質は断じて止めて頂きたい。
福島県では知事が、１１月２日、原発プルサーマル計画を全国初に決めたと理解ある決断で幸いしたものの、悪もすると、反発によってＭＯＸ燃料も作れない事態になったかも知れない。

Ｎｏ．２３
（氏名）　神田　一隆　　５０歳　男性

（概要）
賠償措置額の増額は賛成ですが、金額が少なすぎます。原賠法の除斥期間２０年は被曝者が白血病などの晩発性障害を長い間恐れて暮らしたことを考えると短かすぎます。

（意見）
国民の生命、財産保護の観点に立つならば、広島や長崎の被曝者が長い間白血病などの発症を恐れて暮らしたことを考えると、原賠法の除斥期間２０年は短かすぎます。平均寿命と被害者保護を勘案すると５０年が妥当です。被曝と発症の因果関係の立証が困難と言われていますが、被害者保護からは疑わしきは救うという表明もすべきでしょう。
賠償限度３００億円は少なすぎます。人口密度の高い我が国の場合、３０００億円以上が妥当でしょう。この額はまた、事業者には事故に対する責任をもっと自覚してもらわなければならないこと、事業者が３０００億円以上の原子力発電所を建設する力を持っていることからも無理のない金額です。原子力事業者の体力は、共同でその規模に応じた基金を積み立てることは容易です。企業が退職積立金を積み立てるように蓄えておき、万一の事故の際にその基金を使ってほしいものです。
その基金を上回る事故の場合には政府からの拠出で当座をしのぎ、政府拠出分は事故を起こした当事者を中心に長期に渡って返済できるシステムにすべきです。
原子力事業は国策でも、原子力事業者は銀行や他の企業と同じ営利企業です。与えた損害の賠償責任について原子力事業と他の事業で区別すべきではありません。事業者の負担が困難になってはじめて国が被害者の救済をすべきです。
原賠法の免責事由に異常に巨大な天災地変とありますが、曖昧です。原子炉設計には設計基準があるはずです。その設計基準を超える災害と規定した方が明確です。
環境損害の概念に大気、海洋、河川の汚染が例示されていますが、ロシアやビキニの例を見ると土壌汚染が最も恐いのではないでしょうか。なぜ土壌が抜けた？

Ｎｏ．２４
（氏名）　前田　翼　　５８歳　男性

（概要）
今後原子力平和利用が急速に進み予期された又予期されない事故や放射線被ばく事故の発生が想定される。アジア地域をリードする形で損害賠償制度の確立が肝要である。

（意見）
我が国の東京電力柏崎刈羽原子力発電所が世界一の発電所としてギネスブックに掲載されるそうで、これまで世界最大だったカナダのブルース発電所を約９０万ＫＷ上回る規模となっている。この設備で２７０万世帯の使う電力をまかなうことができる。
今後福井、新潟、福島で急速に原子力発電能力がアップすることから、予想外の大きな事故の危険性の発生もあるわけでチェルノブイル、スリーマイル島の事件も発生していることから、今から十分賠償の手当てを取らねばならない。
又アジアは中国を含めて原子力は遅れているため、今後の経済発展から大事故の確率も高い。この地域での国際的な取り決めが必要である。
２０１０年から先はクリーンエネルギー問題から一段と原子力の活用が核の平和利用として重要になる。
原子炉の解体、プルトニウムの運搬、使用済燃料の量の長期的増大、広島の原爆患者やチェルノブイル被災者の治療が十分出来てない現状から損害保障額は巨額なものになると思われる。
放射線被ばくによる身体障害者に対しては手厚い保険賠償が取られるべきである。
又アジア版原子力安全条約の締結が必要とされる。

Ｎｏ．２５
（氏名）　田中　博繁　　４６歳　男性

（概要）
原子力発電の、より一層の安全運転・安定供給を望みます。

（意見）
原子力に関する国民の理解と協力を得て原子力開発利用を円滑に推進していくためには、賠償措置額を利用可能な最大限に引き上げておく必要があるとありましたが、原子炉の運転・管理・維持する上で発注する上で発生する色々な業務やトラブルそして自然災害に対する損害措置の多岐にわたり生命保険の様な万一に備えた多くのお金が必要な事が良くわかりました。
その金額が、多いに、こした事は、ないのかも知れませんが、原子力発電の電力原単位は、５つの中でＩ番安いと聞いていますし、将来の安定供給には無くてはならないものだと考えています。しかし事故に対するデメリットは、１番影響が大きいのではないでしょうか。
ゆえに、賠償額を、ｕｐする必要はあるが、今後のより一層の安全運転・安定供給に務めて頂き、私たちに、もっとわかりやすく、運用上の事や自然災害に対する、基本設計基準（例えば風・雨・地震など）をＰＲしてほしいです。

Ｎｏ．２６
（氏名）　茶谷　政治　　５０歳　男性

（概要）
免責事由の取扱いの中で、異常に巨大な天災地変の解釈を具体的に明示し、国の関与を全面に押し出すべきである。又、今後は予見可能でない精神的事由についても考慮の必要が出てくる。

（意見）
新聞報道によるとスェーデン政府は、エネルギー政策のなかで、原子力発電所を減らす決定をしていたが、将来のエネルギーの確保問題を考えると原子力を利用したエネルギーしか対応できないという意見発表した。これは日本も含む全世界的傾向と考えてよいのだろう。それだけに益々、原子力事業の推進における安全確保の問題がクローズアップされ反対運動も強力になると考えなければならない。
安全確保という命題を補完するものとしての「原子力損害賠償制度」を考える。報告書（案）なかの『現在の免責事由の取扱』について。
異常に巨大な天災地変による原子力損害については国の救済措置が講じられるのは、高い評価に値する。国際的テロ行為も含まれるであろうし、そのなかに国内で小規模であっても、テロ行為の持つ影響力は、重大であると考える。
原子力の持つ可能性と理解不足から、小さなテロ行為の計画でも、操業停止まで要請される事態も考えなければならない。
原子力事業の順調な発展を考えるなら、予見不可能な事態にも国の救済措置を検討できるぐらいの、柔軟な対応を望む。又、もっと言うならば、予見不可能な精神的不安についての予防措置にも、配慮があってもよいと考える。勿論、事態の因果関係を考え、ケースバイケースで判断すべきである。
エネルギー問題の主役は、将来とも原子力であり、国の関与を明文化するべきである。

Ｎｏ．２７
（氏名）　佐藤　友三　　４３歳　男性

（概要）
原子力発電安全だと言われているが、いざ事故がおこったら付近の住民は不安になってくる。他の発電所でも同じようになりはしないかとやはり不安になってくる。いざ保障は？

（意見）
原子力で今事故が起きても賠償が今あまり例がない。原発で事故を起こしてしまったとき、付近の人たちへの保障は、一件につきいくらとか、そうやればいいと考えるが金をもらっても命の保障が第一だ。報告案として1．原子力は事故のおきないような構造であること。2．定期的に付近の住民等に現状を知らせて協力を求めるなどして住民の理解を求める。3．保険でみてもらえるような放射線医をおいて住民の健康や原子力で働く従業員の健康を管理する。4．もし事故をおこしたときはすみやかに国や県そして住民などに知らせるなど。5．もし事故をおこしたときはすべてのかかわる人たちに内容をしらせて健康診断をさせて1人当りいくらかの賠償をさせることなど、以上のことが私はいいと思う。国は原子力の保険などを考えていざ事故後はいかに対応するかは、国のやり方にもよると思う。ひとつの原子力発電所で何かの問題がでれば他の原子力発電所でも同じようなことがおこらないかと不安になってくるので同じレベルで同じ保障のことを考えてほしい。いくら安全だと言っても人間の作ったもの、何か不安が残る。

Ｎｏ．２８
（氏名）　出利葉　伊佐夫　６５歳　男性

（概要）
報告書（案）の法改正趣旨はよし。ただし、「１．賠償措置額の引き上げ」「３．原子力損害」「４．免責事由」の項で疑義あり。以下、理由を述べる。

（意見）
報告書（案）が、はじめに指摘している通り、国際動向は刻々変化しており、わが国の法改正も当然のこと。
疑義１．の（２）特例額の引き上げについて
「原子炉の解体」の項で、具体的な政令改正については、商業用発電炉の廃止措置が具体化した際に行う等、適切な時機を待つべきである、としているが、現在、国内で稼働中の原発が５０基を超える状況への認識が甘いのではないか。部分的廃炉は、国際政治の流れや内外の世論の高まりで、意外な早さで近ずくのではないか。
疑義３．の（２）原賠法における環境損害の位置付けについて
わが国では、損害の種類によって賠償の対象になるか否かを分類しておらず、その解釈を民法の一般原則に委ねている云々とあるが、現在の民法そのものが古い部分を抱え、批判を浴びているときだけに、「社会通念上相当な範囲のものである限り」許容されるというのは、あいまい過ぎるのではないか。
疑義４．の（３）わが国における免責事由の検討について
異常に巨大な天災地変による原子力損害が生じた場合には、国が被災者の救助および被害の拡大の防止のため必要な措置を講じて被害者保護に遺漏なきを期すとあるが、国の救済措置が本当に当てになるのか、阪神大震災の例をみても、担当大臣が約束した保障額でさえ、実行されなかったではないか。国の救済措置については、最低賠償額を個々に明示するよう、改正すべきである。

完

Ｎｏ．２９
（氏名）　草野　國男　　６０歳　男性

（概要）
原賠法における環境損害の位置づけ

（意見）
原子力エネルギーは、地球にやさしいエネルギーである。これが原子力エネルギーのキャッチフレーズであるのならば、民法の一般原則ではなく、もう少し幅広く、たとえば、大気、海洋、河川から、草木の１本１本まで、などの汚染損害受けたときに、速やかに原状回復が行なえるように、原賠法に環境損害費用として別枠で設けたらどうでしょうか。

Ｎｏ．３０
（氏名）　御園　深　　６２歳　男性

（概要）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）を読んで

（意見）
この賠償措置額の引き上げについては、過去の引き上げ経緯からみても時期的には妥当だと思われる。発展途上国や経済・金融不安の国に多額の援助をする前に、我が国自身の危険に対する万全な保障制度を確立すべきで、賠償措置額も他の国と比べれば現行の２倍の６００億円は納得できるものである。また特例額も同様に引き上げるべきでしょう。ただ、過去の実際の賠償額がいくらの額だったか、これも検討の上のことだと思いますが。
そして、不可能でしょうが、パリ・ブラッセル補足条約のようなものはつくれないものか？我が国は海を隔てた離れた場所に存在し、近隣諸国をみると原子力利用はまだ途上にあり難しいものと認識します。しかし原子力の利用は各国がそれぞれの国の方針によるものではあるが、将来にわたってそのエネルギーの活用、拡張はされていくものと予想され、この損害賠償制度も世界的視野で見るべきではないでしょうか。
また、環境損害の発生、予防措置費用等についての考え方は、直接的な損害や被害から、やゝ離れているせいか現状のまゝといった内容ですが、その損害被害により「原子力損害」と規定されるべきか否かの問題点がいくらか残ることは書かれている通りです。しかし国際水準に比べ遜色なければ、この報告書（案）はよいものと思います。

Ｎｏ．３１
（氏名）　阿部　陽子　　３５歳　女性

（概要）
賠償措置額の引き上げに伴って増額された３００億円の内訳について、理解できないところがあります。

（意見）
賠償措置額の引き上げは、最近の国際的な経済の不安定さや、国内の不景気から民間責任保険の引受能力に頼ることは困難であることからも、仕方ないことだと思います。しかし、それに伴なって、賠償措置額の内訳が、単純に、３００億円が６００億円という２倍になったから、〇〇も２倍となるのは少々安直なように思えます。
実際、異常に巨大な天災地変が起こった時の免責が、ウィーン条約改正議定書において免責ではなくなったとされてます。日本では、国の救済措置が別途講じられることになっているとありますが、地震の多い我が国で、万が一、原子力発電所付近、使用済燃料貯蔵地付近で、大きな震災が起こった場合、国の救済措置だけで対応しきれるのか、疑問に感じます。
賠償措置額そのものの出所には、私たちの税金も含まれていると思いますので、当然の増額であるとは思いますが、もっと理解できるよう説明してもらいたいと思います。
また、こういった賠償額は陸続きの欧州では、ある程度の協定が見られますが、日本でも、自国で起こった事故が中国方面へ、そして、その逆も考えられますので、もっと、アジア諸国との協定も必要だと思います。

Ｎｏ．３２
（氏名）　野村　和男　　３９歳　男性

（概要）
現行の原子力損害賠償請求権の除斥期間が民法と同等の扱いを受けており、被害の質が民法と次元が違うので、原賠法の改正を願う。と共に賠償額の増額を望む。

（意見）
この原子力損害賠償制度の報告書を読んでみて思うことは、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）が損害の種類によって賠償の対象が決められていなく、我が国の民法の解釈によっている点である。
民法の解釈では、「不法行為の時」ニ加害行為（原子力事故）の時から２０年を経過すれば、賠償請求権が消滅することとなる。現行の原賠法と民法とを同じ解釈するのは、実におかしい。
民法の不法行為によって被害者となるのは一個人が主であり、民法第１条ノ二に当てはまる。だが原子力事故の場合においては、被害者となる時には一瞬にして原子力発電所の周辺にすむ多数の住民である。
このように考えた場合、原賠法と民法とを同じ解釈として考えることは間違いだと思う。加害行為の質の違うモノと同等に扱う＝解釈する立場にいる側は、行政側の身勝手な考え方である。
そもそも原子力発電所の設立において、周辺の住民の大反対にも関わらず、半強制的に建設し、職員の怠慢で原子力事故によって被害者となった住民に、民法と同じ解釈になるのは、筋が通っていない。
一方的に事故を起こされ、揚句のはてに被害者となる住民には、何ともやりきれない。今や国際社会となっているのだから、最低ウィーン条約改正議定書と同等にするべきではなかろうか。
加害行為の質の違う、次元の違う被害を同じ解釈することなく、すみやかに原賠法の改正を願う。と共に賠償額の増額を望む次第です。

以上

Ｎｏ．３３
（氏名）　坂口　マサエ　　５０歳　女性

（概要）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）に対する意見募集について

（意見）
原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）に対する意見募集について使用済みの燃料や放射性廃棄物を持て余し、持って行き場がない。いったん事故が起きたら、その規模と深刻さは比類なく、しかも影響は何世代にもわたり汚染された土地は放棄するしかない。絶対安全と政府は力説しても故障は何度もくり返される。これは日本だけの問題ではなく世界に言える事と思います。核兵器などの拡散などを押さえ原子力平和利用を促進するために保障措置体制が実現するよう、関係者各位のご尽力をお願いしたいと思います。

Ｎｏ．３４
（氏名）　川瀬　邦江　　６９歳　男性

（概要）
日本領域外で発生した大地震大噴火の起因による大津波が原子力発電所を直撃破壊一部流出した場合の被災者の全ての救済措置をもっと明確に正文化する必要性について。

（意見）
日本の全ての原子力発電所は性能構造的に立地上海岸線に設置されておる。従って日本領域外で大地震海底の大噴火等に起因する大津波が原子力発電所を直撃した場合それに依って派生し近隣住民の物的身体上の被災者救済賠償は事業者は免責で国が行うとあるが之は不可抗力が為と思うが一部矛盾を感じます。
即ち一歩踏み込んで考へると巨大な津波で発電所が破壊多数の放射線も含んだ破片が住宅農地山林及び海辺に流出した場合之に依って損害受けた被害者即ち物的被害及び同放射線被害、農地宅地山林樹木及び海辺等原子力発電所があったが為の２次被害の損害賠償は無過失賠償責任者である原子力発電事業者も相応賠償負担することで公平を期すと思う。
特に放射線を受けた人、物、植物等半減期年数にも依るが長期間に及ぶ為に私としては斯様な場合、原子力発電事業者及び国が近隣住民等の被害賠償全てを両者折半負担が妥当と思う。

Ｎｏ．３５
（氏名）　本多　智子　　３９歳　女性

（概要）
異常に巨大な天災地変がおきた場合における事業者と国家補償の免責について

（意見）
日本のあちらこちらでグラグラ揺れている今日。不安はやはり、東海大地震。予想もできぬほどの巨大な揺れがきたら、日本はどうなってしまうのだろうか。そして、各地の原子力発電所は、どうなってしまうのだろうか。もっと言えば、使用済燃料の輸送や貯蔵所に至ってまで範囲は広がる。これは誰もが抱えている不安だと思います。今年の夏の様に予想を上まわる集中豪雨による災害がおこりました。天災であるのか、人災であるのか、いつも繰り返し論議される事である。それと同様に、原発事故がおきたらどうなのでしょうか。天災なのか、それとも異常に巨大な天災地変を想定できなかった事業者の責任なのか？被害者無視で論議されることになるのではないだろうか。あちらこちらの原発で小さなアクシデントと言えるような事故が起きている。本来ならこの小さな事故でさえ起きるはずのないことのはずです。巨大な天災地変がもし起きたとしたら、どうなるのだろうと、不安でならない。その点においては、充分な検討が必要だと思った。規模の大きさに関係なく、いったい一年間で、どれほどの賠償問題が起こっているのか、一市民として知りたいと思った。

Ｎｏ．３６
（氏名）　高田　彌彦　　８１歳　男性

（概要）
東アジアを中心とする地域的原子力損害賠償に関する条約の締結についてリーダーシップを発揮するべき時に来ているものと思料する。

（意見）
６－（２）"原子力損害賠償に関する諸条約への対応"についての意見。
現在、東アジア地域での原子力発電所は、計画中も入れて、韓国２０基、中国１５基、台湾８基、北朝鮮１基、日本５７基と合計１０１基に達しておりながら、これら各国間に原子力損害賠償に関する何らの条約がないというのは、東アジア地域に於て産業経済上のリーダーシップをとるべき立場にある日本として、一つの怠慢ではないかとの想いがする。
日本がパリ条約、ウィーン条約に加入していない理由は理解し得るが、だからといって地域に於ける原子力損害賠償を等閑視することは許されない。殊に今度は上記諸国の原子力開発利用が一層進展することを思料すれば我国の原子力発電が如何に技術的にも、管理的にも安全であるとしても、又、上記諸国のものも之と同一水準に達しているとしても、万一の事故を想定しての地域的な損害賠償の条約は早急に締結する様、日本から働きかける必要があらう。
旧ソ連のチェルノブイリ事件による被害については、ウクライナ、ベイルシアはもとよりポーランド、チェコ、スロバキア、バルト三国、北欧諸国等に多くの影響を及ぼしたと聞いているが、東アジア地域に於てかゝる事故の未然防止は当然のこと、関係各国間の技術交流により行うとして、若し万一にもより低次の事故でもあった場合には、これを補償する制度を確立しておくべきであらう。殊に今後は現在原子力発電設備をもっていないフィリッピン、マレーシア等東南アジアの将来も考慮に入れて対処することが望ましいし、非核を標榜しているオーストラリヤ、ニュージーランド等も視野に入れての条約締結の構想が外交的にも執り上げられて然るべしと考へる。経済的大国である日本がリーダーシップを発揮すべき問題でもあらう。

Ｎｏ．３７
（氏名）　高橋　和美　　２５歳　女性

（概要）
想像つかない原子力の損害賠償制度

（意見）
安全を第１とする原子力運営で原子力の損害賠償制度についてと言われても、多少変な感じがするもので、万が一の際のバーチャル的な基準なのだと思いますが、賠償措置額がどんどん引き上げられている事を知り、とてもおどろきました。それよりおどろいたのは、主要国の日本を上回る措置額です。米国などはケタが違うではありませんか。その数値に事の重要さが表わしてるかと思いきや、米国の責任保険は２７０億円のみというのも中途半ばで、そのへんのあいまいさをきちんと表わしてほしいものですね。
いろいろ予想して、賠償制度を制定して検討する以上に原子力の安全性を向上させてほしいですね。

Ｎｏ．３８
（氏名）　堀田　美根子　　３３歳　女性

（概要）
原子力の賠償額は、保障額だけでなく、広い視野で保障というものを考えなくてはいけない。

（意見）
原子炉の運転等の際に原子力損害を与えた原子力事業者の無過失・無限の賠償責任云云という件りがあるが、（本文１Ｐ）原子力損害の過失は、極力起こってほしいというものではなく、まして無過失とはあまりにも無責任な言葉ではないか。
アメリカのような大国での責任保険は２７０億というが、日本の責任保険というものは一体いくらくらいなのか。賠償措置額が、現行措置額の２倍の６００億に引き上げることが適当だと言うが、その基準や、そう言い切ることのできる根拠は何処にあるのか。
安全も安心も大きければ大きいほど、よい結果を生むことが可能だと思うが、現在の日本の景気の悪化などを考えたら、そう簡単に損害賠償額を増やせるとは考えにくい。
また、日本だけでなく、十分賠償措置額が用意されない国があるのはやはり心配だ。
日本で核実験を行わなかったにしても、アジアではインドの核実験を始めとし、世界の国々にも核実験を行う地域があることを忘れてはならない。それが基で、我が国、その他の国で被害が一切ないと言い切れないケースも出てくるのではあるまいか。
資源が少ないながらも、先進国の仲間入りをしている我が国日本は、我が国の生活レベルを守りながら、尚且つ、諸外国と助け合っていかなければならないと思う。

Ｎｏ．３９
（氏名）　高藤　守久　　４２歳　男性

（概要）
概ね１０年ごとに原子力委員会においての検討を、５年ぐらいにしては、いかがでしょうか。

（意見）
損害賠償案については、良く考えられていると思いますが、日本は、どんどん、内容を変更したり、技術的にもむずかしいことへ、チャレンジしておられますので、より危険度が、年々増しているのでは、ないでしょうか。それなのに、概ね１０年ごとの検討では、対応しきれないのではないでしょうか。もっと早いサイクルで、考えるべきだと思います。

Ｎｏ．４０
（氏名）　田中　宏平　　７５歳　男性

（概要）
損害填補を拡大するのは結構であるが、安全性の向上とは矛盾する感がする。「原子力損害」の扱いには読んでいて混乱する。検討すべき課題が残されすぎ、結論は部会の継続。

（意見）
さすがに、原子力損害についてここまで、賠償制度が用意されているとは知らず、勉強になった。「諸情勢の変化に対応するため」検討の由であるが、一方に原子力の安全性が高められている筈なのに、賠償制度を強めるというのは矛盾を感じる。そうした点はＰ６の③「徒に範囲を拡大するのではなく実質的救済」の様な表現やＰ３①の「過大な賠償措置額」のような表現に感じられる。
報告書中の数値部分は穏当と思うが、除斥期間の２０年という数値が気になった。原爆被害とは性質を異にするが、原爆は被害後５０年を超えても、請求できるし、被曝後現在にいたるまで、援護措置等があることも関係はないものか。このほか、一応数値が示されても、今後検討を要するとした事項がやや目立つ。数値外でも、原子力損害の定義、範囲、除斥期間、免責事項、国際的枠組等の検討事項があり、「速やかに検討を開始」を望む結論となっている。それならば、結論は「部会終了後また引続き開始し検討する」となるべきではないか。
その他の問題に、原子力損害の定義がよくつかめないことがある。環境損害は特殊性を有するとか、避難費用を損害に含めながら後の項目で、検討を要するとか、「別のアプローチから」ということがよく分らない。間接損害は確かに決定し難いことであろうが、ケースバイケースと言ってしまうのは、制度上の規定としてはどうか。
免責事由についても、民間保険の利用を考えた場合、厳密さが必要である。確かにすぐ国家補償をすることは安易に過ぎ、原子利用の安全性を高めて、民間保険で対応できるように方向づけを考えられないものか。もちろん、異常な災害時は別にして、一般に保険が担保すべき趣旨のものは、担保させるべきであろう。異常的と思う武力紛争などの扱いはどうなるのだろうか、巨大天災くらいの発生率は充分考えられる。要は、積残された検討課題のため、部会は引続き検討する必要を感じる。

Ｎｏ．４１
（氏名）　新井　まゆみ　　３３歳　女性

（概要）
異常に巨大な天災地変に対する免責事由に対する意見

（意見）
　異常に巨大な天災地変は我が国では免責事由になっているが、ウィーン条約改正議定書においては今回免責とされなくなった。我が国でこの点について法改正するかについて検討を行った結果我が国では、「異常に巨大な天災地変」については国が必要な措置を講じて被害者保護にあたるため法改正は必要なしとある。
　しかしながら近年地震活動が活発化、温暖化の影響による異常気象等により、これまで以上に「異常に巨大な天災地変」は多発する傾向にある。もちろんこれらの状況を踏まえて原子力施設では「異常に巨大な天災地変」にも万全な施設を心がけられてはいるだろう。だが予期せぬ事が起こるのが「異常に巨大な天災地変」である。まして何か事があれば他の施設に比べ、他への影響が非常に大きいのが原子力施設である。国の保護では、被害の多少にもよるがきめ細かな対応は無理ではないだろうか。そのため万全を期してやはりウィーン条約改正議定書に準じて「異常に巨大な天災地変」に際しても有責事由として対策を講じて置くべき必要があるのでは無いかと思う。
　なおこの意見は、法１７条で保証している国の保護策や現行の原子力損害賠償制度の具体の内容が明確でないままの意見であることをご了承ください。